

Title	デジタルネット時代における著作権法制度の在り方についての一考察
Author(s)	安田, 和史
Citation	年次学術大会講演要旨集, 24: 938-941
Issue Date	2009-10-24
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/8779
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

講演題目

デジタルネット時代における著作権法制度の在り方についての一考察

○安田和史（東京理科大）

一 研究の背景

我が国の著作権法（以下、著作権法という）においては、侵害規定として 112 条と 113 条の規定が存在している。著作権の侵害を直接的に行う者に対しての規定は明文化されているが、いわゆる間接侵害（以下、間接侵害という）を行う者に対しては条文上、間接侵害そのものを定義した規定がないことから、必ずしも具体的な態様について明らかではない。間接侵害については学説上様々な議論があり、識者によって定義も分かれている。

間接侵害は、従来から実態的には多くのケースが存在しており、デジタル・ネット時代においてはより複雑さを増しているといえよう。明文上そのものを定義していない侵害の態様が存在していることは、すなわち、本来的には現在の著作権法が想定している以上の行為にまで侵害の対象が広がっていると考える。

この問題に対して、「解釈論などだけで解決すると恣意的な結論を生むことになり、解釈のばらつきを招き法的安定性を害する^[1]」等の批判があり、侵害主体の範囲につき立法的手当てが必要であるとする学説が多く存在している。立法に当たっての議論としては、文化庁の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の司法救済ワーキングチームにおける検討をはじめとして、デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会においても議論がされてきた^[2]。また、知的財産推進計画 2009 においても、2009 年度中に「著作権法上のいわゆる「間接侵害」を明確化する」ということが明記され、「行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすることなどについての検討を行」うとしている^[3]。しかしながらこの問題は、未だ結論に至ってはいない。

本研究においては、これまでの問題の整理を行うとともにどのような法制度にすべきであるかという点について若干の考察を行うものである。

二 著作権の直接侵害と間接侵害

1. 著作権の直接侵害

著作権法第 112 条第 1 項は、「著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる」とあり、「侵害する者又は侵害するおそれがある者」に対する差止請求を認めている。また、著作権法第 113 条は、

同条各項に掲げられた一定の行為を、「当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす」と規定しているため、当該行為を行った者に対しても著作権法第112条第1項に基づく差止請求が肯定される。

具体的には、著作権法21条から28条までに定められている支分権を著作権者に無断で利用行為をするような場合が考えられる。

2. 著作権の間接侵害

著作権法第112条第1項における「侵害する者」を定義する規定はないことから、「侵害する者」に当たる者について明らかであるとは言い難いのである。とりわけ、本研究の対象である「間接侵害」に関しては、この点について多くの議論がある。

間接侵害については、明確な定義付けはない。直接侵害が物理的に著作物を著作者の許諾なく利用していることの主体として責任を問われることに対して、間接侵害は必ずしも物理的に著作物の利用をしている主体とはいえなくても、責任を問われるような概観がある。

三 日本の裁判例の展開

1) クラブキャッツアイ事件とカラオケ法理

クラブキャッツアイ事件（最判昭和63年3月15日民集4巻3号199頁）は、カラオケスナックの経営者という利用行為の主体とは必ずしも言い難いような者に1. 管理・支配および2. 利益の帰属を要件に利用行為の主体であると評価して責任を認めたものである。ここで示された2要件が後に間接侵害関連事例で展開を見せていく「カラオケ法理」である。

2) カラオケ法理とその後の展開

カラオケ法理は、クラブキャッツアイ事件が極めて狭い範囲における判断であったとの意見もある中その適用を拡げていった。その後の事件としては通信カラオケに関する間接侵害事件であるヒットワン事件（大阪地判平成15年2月13日判時1842号120頁）をはじめとして、最近では、インターネットや大規模サーバを利用して提供される様々なサービスにまで適用範囲を拡げている。具体的な事例として録画ネット事件（東京地決平16年10月7日）、ファイルログ事件（東京高決平17年3月31日）まねきTV事件（東京地決平18年8月4日）、ロクラク事件（東京地決平19年3月30日）、MYUTA事件（東京地判平19年5月25日）選撮見録事件（大阪高判平19年6月14日）などがある。

四 海外における著作権の間接侵害

1) 米国における間接侵害

米国では直接侵害責任のほかに「寄与侵害」や「代位侵害」の規定がある。しかし、これらは明文上の規定はない。寄与侵害は、不法行為法が期限であり侵害行為の認識や他者の、教唆行為や重要な貢献があった場合に成立する。代位侵害は、使用者責任の派生とされ、監督する権利と能力かつ直接的な図利性の有無によって成立する。いずれにせよ、米国では直接侵害があつて初めて間接侵害が認められることから、たとえば直接的な侵害行為があつたとしてもその行為が権利制限規定に該当するような場合には、間接侵害の責任を負わないことになる^[4]。

2) ドイツにおける間接侵害

ドイツでは、著作権法上の権利侵害に関与する者について当該権利侵害との間に相当因果関係が存在する場合としている。また、間接侵害行為に関しては、仮に当該行為に権利制限規定が及ぶようなものであったとしても、「そのような侵害に該当するような行為を幫助するあるいは助長する人たちとの独立した責任を問わなければ権利の実効性はない^[5]」という考え方をとっている^[6]。

3) イギリスにおける間接侵害

英国著作権法には、「二次侵害」が 22 条から 26 条までに規定されている。二次侵害には、これについての認識または認識があったとする合理的な理由があることが必要であり「侵害の認識」がない場合は二次侵害とならない^[7]。

五 著作権の間接侵害にかかる課題と立法の必要性

1) 間接侵害行為対象の拡大の懸念

アナログ時代からも含めて間接侵害の事例は実態として多く存在していると考えられる。また、それが本当に間接侵害であるといえるのかどうかという判断基準がないため、カラオケ法理という極めて漠然とした要件が様々な事例にあてはめられ裁判上主張がされてきている。現在の状況においては、インターネットなどにおいてサービスを提供する事業者が新たなサービスを提供する際の消極的要因になってしまうことも考えられる。

2) 立法の必要性

近年の技術革新による侵害主体の問題は複雑さを増している。侵害行為の態様にいわゆる間接侵害までが入り込んできていることに異論はないが、現状のように解釈論だけで解決を図ろうとすれば、恣意的になり解釈のばらつきを招くということは従来から指摘されていることである。いわゆるカラオケ法理は、管理支配性と利益性という 2 要件からなるわけだが、現在に至るまでの判例の蓄積を見てもわかるように様々な事案に対して適用が可能になるほか、形を変えて拡張が見せている。そもそもカラオケ法理がこれらすべてを包含するような法理であるということが前提になっているとの根拠は明確とはいえないことから、これは、一般論として法的安定性を害するという問題が発生するといえる。カラオケ法理の 2 要件は、権利侵害を受けたとされる側にとって、便利なツールになってしまっている。

それゆえに、範囲の明確化を目的として立法的対応をすることが望ましいといえる。

六 著作権の間接侵害の立法の課題

1) 間接侵害の立法手法

立法の手法としては、①112 条の中に規定する案、②113 条で一定の行為類型に対してみなし侵害規定をつくり 112 条のカラオケ法理の適用にゆだねる両方に対応する案、③113 条で一定の行為類型に対してみなし侵害規定をつくり許諾責任類似の規定を置く案などが存在している^[8]。

2) カラオケ法理と間接侵害規定

間接侵害規定を作ったとしても、カラオケ法理が残ってしまう場合が考えられる。それでは間接侵害行為を明文化した意味がなく、結果的に恣意的に使い分けられてしまうという恐れがある。

3) 間接侵害規定と差止請求権

間接侵害規定を作ったとして、その差止の範囲がどの程度のものになるのかということが問題となる。

七 間接侵害の立法に関する若干の検討

サービスの拡がりは、市場ニーズとともに発展し社会インフラとして定着、拡がりをみせている。多くの場合、これらのサービスはユーザーに多くの便益を提供することになる。一方で、著作権の侵害を見逃ごすことは、創作者保護がなされずこれも巡り巡ってユーザーあるいは社会にとってはマイナスになるといえる。この両者のバランスをいかに取るかが問題となる。著作権法において間接侵害の規定を設けるに当たっては、侵害行為に関して類型化するという方法と一般化するという方法があるが、間接侵害行為は極めて後者の一般性の強い分野であると考えられること。また、ある程度法理として一般化されたカラオケ法理との関係を考えてみると、一度法理として定着してきているものと異なる形での類型化する形での立法は結果的にダブルスタンダードになってしまうことが考えられる。間接侵害の規定およびカラオケ法理を射程に入れる形で、間接侵害の主体となる者の行為に対して法的手当てを加えるのが望ましいと考える。現在、ネット関連のサービスにおいてはプロバイダー責任制限法における対応で一定の手当てが可能なようにも思えるが、これにおいても不明な点は差止請求の範囲であると思われる。差止請求の範囲については、たとえばサービスを提供する事業者あるいは利用する者にとって深刻な影響を与えることも考えられる。また、直接侵害の主体の行為についても注目する必要がある。そもそも直接的に利用を行っている主体の行為が侵害に当てはまらないような場合にまで、間接侵害の認定をする必要があるのかということについても考察の必要がある。

本報告ではこれらの状況を加味し、若干の私見を述べるものとする。

以 上

[1] 中山信弘『著作権法』有斐閣 480 頁

[2] 「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について（報告）」平成20年11月27日知的財産戦略本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会Ⅲ「ネット上に流通する違法コンテンツへの対策の強化。」13 頁以下等

[3] 知的財産戦略本部『知的財産推進計画2009』2009年6月24日3（7）②「著作権法上のいわゆる「間接侵害」を明確化する」22 頁

[4] 早稲田祐美子「112 条条文解説」『著作権法コンメンタール3』勁草書房（2009 年）半田正夫・松田政行編 379 頁以下

[5] 角田政芳「インターネットと著作権の間接侵害理論」コピーライト(2002.12)13 頁

[6] 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチーム「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチーム検討結果報告」（平成17年7月）14 頁以下

[7] 前掲・検討結果報告（平成17年7月）66 頁以下、前掲・早稲M. F フリント/C. D ソーン『イギリス著作権法』木鐸社（1999 年）119 頁以下

[8] 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチーム「「間接侵害」に関する中間報告」平成20年9月4日